

## ポリテクセンター宮城 公共職業訓練受講生募集

- ◆実施会場 名取実習場、多賀城実習場
- ◆募集科名(定員)
  - 【名取実習場】
  - CAD・NCオペレーション科(16名)
  - 溶接施工科(12名)
  - 【多賀城実習場】
  - 電気設備技術科(10名)
  - (企業実習付きコース、ビジネススキル講習付きコース)
- ◆訓練期間
  - 【名取実習場】
  - 9月15日(火)～令和3年3月16日(火)
  - 【多賀城実習場】
  - 9月25日(金)～令和3年4月16日(金)
- ◆受講料 無料(テキスト・作業服等は自己負担)
- ◆募集期間 7月8日(水)～8月26日(水)
  - 居住地为管轄するハローワーク(公共職業安定所)を通じて申し込みください。
- ◆選考日 9月3日(木)
- ◆問い合わせ先 ポリテクセンター宮城訓練課
  - 名取実習場 ☎784-2820
  - 多賀城実習場 ☎362-2454

## 東北一斉 B型肝炎訴訟 無料電話相談会のお知らせ

- B型肝炎被害対策東北弁護団が、B型肝炎訴訟について、弁護士による無料電話相談を行います。(通話料はかかりません。)
- 【B型肝炎訴訟とは】  
幼少時の集団予防接種によりB型肝炎に感染したと認められる患者に対し、病態に応じて50万円～3,600万円の給付金が支払われる制度です。
- ただし、給付を受けるためには、国を相手に訴訟をして証拠に基づき救済要件に該当することを確認した上で国と和解等をする必要があります。
- ◆日時 7月11日(土)午前10時～午後6時
  - ◆対象者 B型肝炎患者又はそのご家族(患者が亡くなっている場合はその相続人)
  - ◆受付電話番号 ☎224-7622 / 224-7623
  - ◆問い合わせ先 B型肝炎被害対策東北弁護団事務局 (小野寺友宏法律事務所内) ☎0120-76-0152

## 情報コーナー

### 働く妊婦・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の感染終息の見通しが立たない中、働く妊婦の方は職場での作業内容等によって感染への不安やストレスを抱える場合があります。

働く妊婦が保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における感染の恐れに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から休業や自宅待機等の指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主はこの指導に基づき必要な措置を講じなければなりません。(5月7日から令和3年1月31日までの期間適用されます。)

- ◆問い合わせ先 宮城労働局雇用環境・均等室 ☎299-8844

### 放送大学 10月生募集のお知らせ

放送大学では2020年10月入学生を募集中です。

放送大学はテレビ・ラジオの放送やインターネットを通して自宅で学べる正規の大学で、心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など幅広い分野を1科目から学ぶことができます。

働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど様々な目的で約9万人の幅広い世代、職業の方が学んでいます。

資料を無料で差し上げていますので、お気軽に放送大学宮城学習センターまでご請求ください。

- ◆出願期限 第1回 8月31日(月)
- 第2回 9月15日(火)

- ◆申込・問い合わせ先 放送大学宮城学習センター ☎224-0651



# 国民年金だより

## 国民年金保険料の追納をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときと比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

免除などの承認を受けた期間の保険料を後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

※障害年金や、生活保護などの生活扶助を受けている期間は、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

### 【追納に関する注意事項】

- ①追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
- ②一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。(例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります。)
- ③老齢基礎年金を受けている方は、追納できません。
- ④追納は、免除を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。
- ⑤追納するためには、申し込みが必要です。「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記入し、お近くの年金事務所にご提出ください。「国民年金保険料追納申込書」は、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) からダウンロードすることができます。

期 間	全額免除 法定納付猶予 学生納付特例	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
平成22年4月～平成23年3月分	15,550円	11,660円	7,780円	3,880円
平成23年4月～平成24年3月分	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成24年4月～平成25年3月分	15,190円	11,390円	7,590円	3,790円
平成25年4月～平成26年3月分	15,160円	11,370円	7,580円	3,790円
平成26年4月～平成27年3月分	15,310円	11,490円	7,650円	3,830円
平成27年4月～平成28年3月分	15,640円	11,730円	7,810円	3,910円
平成28年4月～平成29年3月分	16,290円	12,210円	8,150円	4,070円
平成29年4月～平成30年3月分	16,510円	12,380円	8,250円	4,120円
平成30年4月～平成31年3月分	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円
平成31年4月～令和2年3月分	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円

免除などを受けた期間の翌年から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が上乘せられます。なお、上記 [ ] 部分の保険料には、一定の加算額が含まれます。

詳しくは、お近くの年金事務所へ問い合わせください。

- ◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512